

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	10	診療所	中条町担当	健康開発課	元気応援係	担当者名	
分科会	8	保健衛生	調整項目	2	へき地診療所	黒川村担当	住民課	保健衛生係	担当者名	

現況					調整方針	備考																
記載事項	中条町		黒川村																			
名称	なし		黒川村へき地診療所		現行のとおりとする。																	
設置場所			黒川村大字栗木野新田 1071 番地																			
任務			住民に対して診療を行い、住民の公衆衛生の向上及び健康増進に寄与することを任務とする。																			
診療			1、健康相談及び健康診断 2、療養の指導及び相談 3、診療（往診を含む。） 4、薬剤又は治療材料の投与及びその他の治療 5、処置手術及びその他の治療 6、療養指導及び各種疾病の予防																			
職員			診療所長（医師）1名 看護師 1名 事務員（臨時含む）2名																			
診療日・診療時間			日曜祝祭日を除き 平日午前9時から午後5時 土曜 正午まで																			
手数料			一般診断書 2,100円 年金用診断書 5,250円 生命保険料、自賠用診断書 3,150円 証明書 2,100円 死体検案書 10,500円																			
使用料			黒川村へき地診療所の使用料及び手数料徴収条例施行規則 別表1に掲げる額																			
関係法令等			黒川村へき地診療所条例・規則 使用料及び手数料徴収条例																			
							財政への影響額 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>77,767</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 備考 平成15年度当初予算ベース			予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町				黒川村	77,767			計	
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																			
中条町																						
黒川村	77,767																					
計																						

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	10	診療所	中条町担当	健康開発課	元気応援係	担当者名	
分科会	8	保健衛生	調整項目	3	へき地歯科診療所	黒川村担当	住民課	保健衛生係	担当者名	

現 況						調 整 方 針			備 考																														
記載事項	中 条 町			黒 川 村																																			
名称	実施なし			【黒川村へき地診療所歯科診療所】			現行のとおりとする。																																
設置場所				黒川村大字栗木野新田 107 番地 1																																			
診療業務				委託診療業務（昭和 61 年 7 月 21 日～）																																			
受託者				（住所）新潟市青山新町 2 4 番地 23																																			
委託料				（氏名）歯科医師 相澤 正利																																			
委託業務				毎月の診療収入総額の 90%相当額とする。																																			
診療日・診療時間				歯科診療業務仕様書により実施																																			
				日曜、祝祭日を除く 平日午前 8 時から午後 5 時まで 但し土曜日は午前 8 時から午後 2 時まで																																			
名称	実施なし			【黒川村へき地診療所歯科黒川分室】																																			
設置場所				黒川村大字黒川 1410 番地																																			
診療業務				委託診療業務（平成 2 年 4 月 1 日～）																																			
受託者				（住所）黒川村大字塩沢 1535 番地 45																																			
委託料				（氏名）歯科医師 須藤 弘幸																																			
委託業務				毎月の診療収入総額の 90%相当額とする。																																			
診療日・診療時間				歯科診療業務仕様書により実施																																			
				日曜、祝祭日、木曜を除く 平日午前 9 時から午後 6 時まで																																			
使用料及び手数料				黒川村へき地診療所の使用料及び手数料徴収条例施行規則別表 2 に掲げる額			<table border="1"> <tr> <td colspan="4">財政への影響額</td> <td colspan="1">単位：千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td colspan="2">影響額（増減）</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>67,143</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">平成 1 5 年度当初予算ベース</td> </tr> </table>			財政への影響額				単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額（増減）		中条町					黒川村	67,143				計					平成 1 5 年度当初予算ベース				
財政への影響額				単位：千円																																			
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																																				
中条町																																							
黒川村	67,143																																						
計																																							
平成 1 5 年度当初予算ベース																																							
関係法令等				黒川村へき地診療所条例・規則 使用料及び手数料徴収条例施行規則																																			

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	10	診療所	中条町担当	健康開発課	元気応援係	担当者名	
分科会	8	保健衛生	調整項目	4	黒川村はり・灸・マッサ - ジ施術所	黒川村担当	住民課	保健衛生係	担当者名	

現 況					調整方針	備考															
記載事項	中 条 町		黒 川 村		現行のとおりとする。 財政への影響額 単位：千円																
名 称	なし		黒川村はり・灸・マッサ - ジ施術所																		
設置場所			黒川村大字夏井 1191 番地 3																		
目 的			住民の健康保持増進に寄与することを目的とする。																		
施 術			住民に対して、はり・灸・マッサ - ジ師の法律に基づき施術する。																		
派遣委託			黒川村社会福祉協議会に在職するはり・灸・マッサ - ジ師を派遣する。																		
施 術 料			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">区 分</th> <th style="width:50%;">施 術 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 身 施 術 料</td> <td>1 回につき 3,000 円 黒川村居住 60 歳以上 2,500 円</td> </tr> <tr> <td>半 身 施 術 料</td> <td>1 回に月 2,500 円 黒川村居住 60 歳以上 2,000 円</td> </tr> <tr> <td>一 部 位 施 術 料</td> <td>1 回につき 600 円</td> </tr> <tr> <td>出張全身施術料</td> <td>1 回につき 3,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記施術料は、医師の同意を得た場合は健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法による。</p> <p>村長は本村の住民で特別の事情により必要があると認めるときは、全部又は一部を減免することができる。</p> <p>【施術日】 火曜日から土曜日</p> <p>【施術時間】 午前 8 時 30 分から正午 午後 3 時 30 分から 6 時 30 分</p>				区 分	施 術 料	全 身 施 術 料	1 回につき 3,000 円 黒川村居住 60 歳以上 2,500 円	半 身 施 術 料	1 回に月 2,500 円 黒川村居住 60 歳以上 2,000 円	一 部 位 施 術 料	1 回につき 600 円	出張全身施術料	1 回につき 3,500 円					
区 分	施 術 料																				
全 身 施 術 料	1 回につき 3,000 円 黒川村居住 60 歳以上 2,500 円																				
半 身 施 術 料	1 回に月 2,500 円 黒川村居住 60 歳以上 2,000 円																				
一 部 位 施 術 料	1 回につき 600 円																				
出張全身施術料	1 回につき 3,500 円																				
関係法令等			黒川村はり・灸・マッサ - ジ施術所条例 黒川村はり・灸・マッサ - ジ施術所の施術料徴収条例		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;"></th> <th style="width:20%;">予算額</th> <th style="width:20%;">調整後見込額</th> <th style="width:40%;">影響額（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>4,150</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町				黒川村	4,150			計			
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																		
中条町																					
黒川村	4,150																				
計																					
備考 平成 1 5 年度当初予算ベース																					

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	10	診療所	中条町担当	健康開発課	元気応援係	担当者名	
分科会	8	保健衛生	調整項目	5	黒川村へき地診療所医師住宅	黒川村担当	住民課	保健衛生係	担当者名	

現 況					調 整 方 針	備 考																
記載事項	中 条 町		黒 川 村																			
名 称	なし		黒川村へき地診療所医師住宅		現行のとおりとする。																	
設 置 場 所			黒川村大字栗木野新田 106 番地 1																			
管 理			医師住宅は、村長がこれを管理する。																			
家 賃			【月 額】 25,000円 月末にその月分を納付																			
入居者維持管理			入居者は、住宅の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持管理しなければならない。																			
入居者費用負担			1、住宅の修繕に要する費用（構造上重要な部分の修理を除く） 2、電気、ガス、水道及び下水道の使用料 3、汚物及び、じんかい処理に要する費用 4、防風、除雪及び雪囲いに要する費用 5、除草及び庭木等の手入れに要する費用																			
関係法令等			黒川村へき地診療所医師住宅管理条例 黒川村へき地診療所医師住宅管理条例		財政への影響額 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 備考 平成15年度当初予算ベース			予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町				黒川村				計			
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																			
中条町																						
黒川村																						
計																						

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	10	診療所	中条町担当	健康開発課	元気応援係	担当者名	
分科会	8	保健衛生	調整項目	6	黒川村へき地診療所勤務医師の旅費	黒川村担当	住民課	保健衛生係	担当者名	

現 況					調 整 方 針	備 考																																				
記載事項	中 条 町		黒 川 村																																							
目 的	なし		へき地診療所に勤務する医師が公務のため出張するとき、旅費支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。		現行のとおりとする。																																					
普通旅費			普通旅費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当宿泊及び食事料）																																							
関係法令等			黒川村へき地診療所勤務医師の旅費支給に関する条例		<table border="1"> <tr> <td colspan="4">財政への影響額</td> <td colspan="2">単位：千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td colspan="3">影響額（増減）</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="6">備考 平成15年度当初予算ベース</td> </tr> </table>		財政への影響額				単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額（増減）			中条町						黒川村						計						備考 平成15年度当初予算ベース					
財政への影響額				単位：千円																																						
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																																							
中条町																																										
黒川村																																										
計																																										
備考 平成15年度当初予算ベース																																										